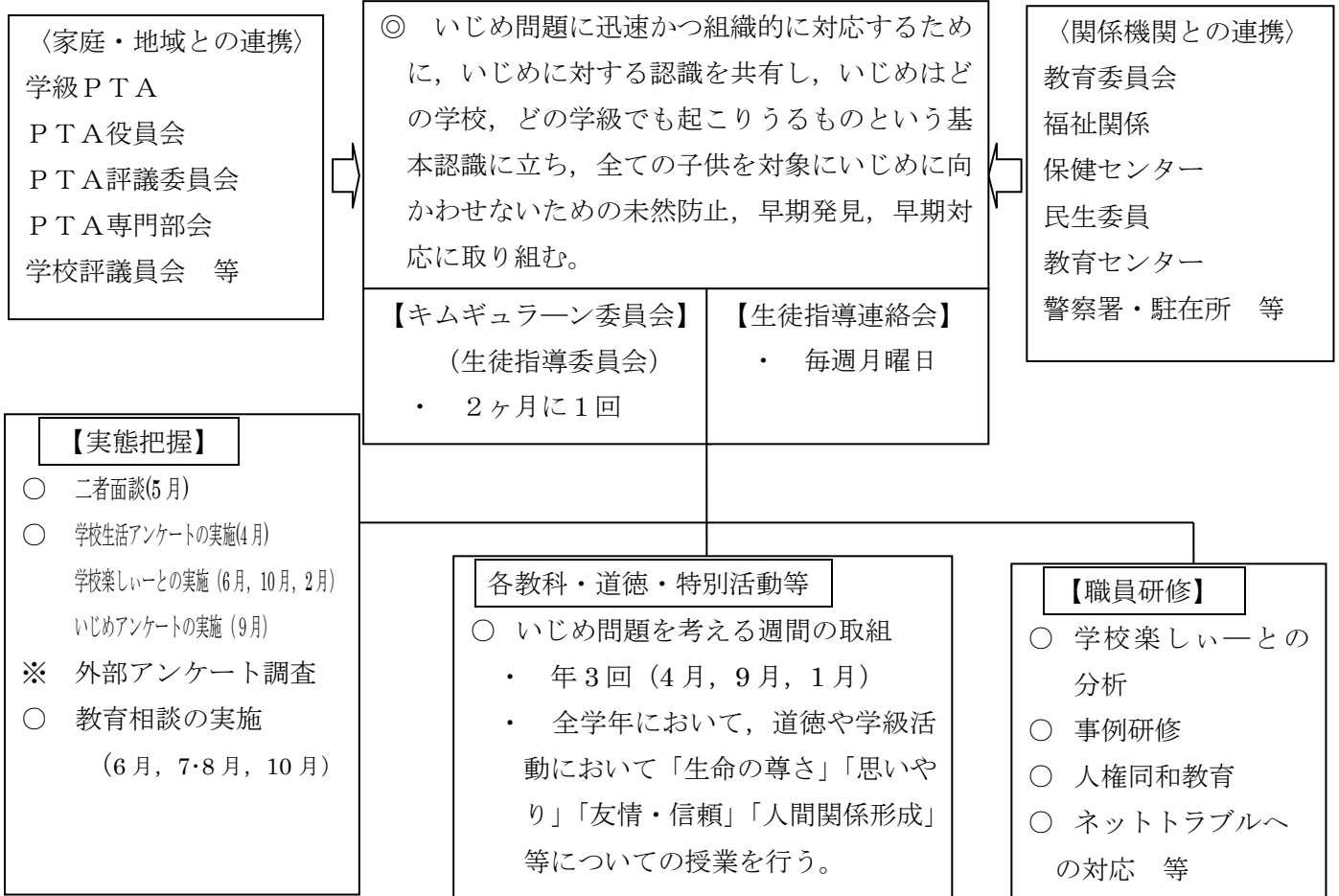


伊仙小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

人権尊重の理念を基に、美しい心と生きぬく力のある伊仙の子供を育成する。

美しい心と生きぬく力=思いやりがあり素直で、自ら進んで学び、健康でたくましい子供

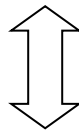


○ いじめの防止・早期発見のために

<p>【学級担任】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 授業・給食・掃除・休み時間等子供の行動や表情をよく観察する。 ② 服装や宅習・日記帳などに気掛かりになる点はないか注意を払う。 ③ 養護教諭との連携を密にし、保健室での子供の様子をよく把握する。 ④ 気になる子供に声かけをし、悩みを聞く。 ⑤ 子供が変わった様子はないか日頃から家庭とよく連絡を取り合う。 ⑥ 道徳や学級活動の時間にいじめ問題を取り上げ、子供の意識を高める。 	<p>【養護教諭】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子供の心の状態を把握し、よき話し相手になる。 ② 学級担任と連携して、解決への支援を図る。 ③ 全職員に対して、いじめや不登校等についての情報を共有する。 	<p>【生徒指導主任】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各学年の子供の状況を把握する。 ② 保健室との連絡体制をとる。 ③ 学校全体のいじめ実態把握の手立てを講じ、全職員へ情報の共有をする。 ④ PTAや学校評議員と連携し、校外の情報体制を整える。 ⑤ 教育相談体制を整える。 ⑥ 問題行動について校長・教頭へ逐次状況を報告する。 	<p>【地域や家庭との連携】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 校外での子供の状況を観察し、声かけや指導を心がける。 ② 情報交換をし、地域ぐるみで育成に取り組む体制作りを進める。 ③ 「いじめ」について日頃から親子間で話し合い、子供を絶対守るという安心感をもたせる。 ④ 家庭でも、気になることや気づいたことを学校や担任に連絡する。
---	--	---	--

○ いじめに対する措置

【いじめられた子への対応】	【保護者への対応】
① 「いじめられている子供を守り通す」という学校の姿勢を明確に示す。 ② 担任、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させ、決して一人で悩まず、できる限り誰かに相談するように指導する。 ③ 冷静にじっくりと子供の気持ちを受容するとともに、その子のよさを見つけ、認め、共感的に受けとめる姿勢で臨む。 ④ いじめられていることによる心理的影響にも配慮し、専門家等と連携することも検討する。	① 話合いの機会を早急にもつ。 ② 誠意ある対応に心がける。 ③ 学校が把握していることについて伝えるとともに、家庭での様子についても語り合う。 ④ 必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。 ⑤ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しても弾力的に対応する。



事実関係の正確な把握

【いじめた子への対応】	【保護者への対応】
① いじめられた子供の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、「いじめが人間として許されない行為であること」を分からせる。 ② 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。 ③ 当事者だけでなく、周りの子供からの情報も収集し、実態を正確に把握する。 ④ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。 ⑤ いじめた子供の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。 ⑥ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置を講じる。	① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子供や保護者の気持ちに共感してもらう。 ② いじめは絶対に正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。 ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた子供の保護者と理解し合うように要請する。

【周りではやし立てる子供への対応】

- ① はやし立てる行為は、いじめと同じ行為であることやいじめられた子供の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
- ② はやし立てる行為を正当化しようとする言動（「見ていただけ」、「自分だけじゃない」などと主張する子供）には、それは許されない行為であることを十分に理解させた上で、対応する。

【見て見ぬふりをする子供への対応】

- ① 自分が所属する集団内（学級や部活動など）で起きているいじめは、全員に関係することであり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを認め、加担することにもつながることを理解させる。
- ② 「見て見ぬふりをする」行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係を築くこと等について指導する。

【少年団活動等に起因するいじめへの対応】

- ① 自分が何のために活動をしているのかを振り返らせ、周りを傷つけたり貶めたりするような行為は、自分を向上させることには繋がらないことを理解させる。
- ② 指導者や保護者とも連携を図り、適切に対応するように助言する。

【ネットいじめへの対応】

- ① ネット上への書き込みは、端末の中では削除できても、世界中に拡散した内容については、削除することはできないことを理解させ、軽い気持ちでのいたずらが重大なことへ発展してしまうことを伝える。
- ② 匿名での誹謗中傷は無責任であり、望ましいコミュニケーション力の伸長には繋がらないことを理解させ、相手を思い合った情報の交流こそが大事であることを伝えるようにする。